

丹波篠山市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできるだけ減らし、新型コロナウイルスのまん延防止を図るため、住民が安心して安全に、そして円滑にワクチン接種が行えるよう必要な接種体制を確保する。

今回の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規程（同法第26条及び第27条を除く）が適用されることとなる。

2. 接種対象者及びその概数

① 接種対象者

対象者について、原則、居住地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている者。

※16才未満について現時点では接種対象外となっているが、今後ワクチンの承認等により変更となる可能性あり。

② 接種対象者の概数

医療従事者等（県で把握・・・総人口の3%）	1,225人
高齢者数（住民基本台帳年齢階級別人口の65才以上）	14,164人
基礎疾患を有する者（総人口の6.3%（20-64歳））	2,574人
高齢者施設等従事者（総人口の1.5%）	613人
60歳～64歳の者	2,890人
上記以外の16才以上の者	14,411人
計	35,877人

（令和2年12月末現在）

3. 接種順位

当面の間、確保できるワクチンの量に限りがあるため、国が示す優先順位に応じて順次接種を進めていく。

順位	対象者	詳細
1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等（患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）

2	高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）
3	基礎疾患を有する者	<p>1. 令和3年度中に65歳に達しない方で、以下の病気や状態で、通院/入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性心臓病（高血圧を含む） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又はほかの病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） <p>2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方</p>
	高齢者施設等の従事者	<p>高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員</p> <p>（注）サービスの種類、職種は限定しない。</p>
4	60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う
5	上記以外の者	16才以上（現時点）

4. 実施期間

令和4年2月28日まで

5. 接種するワクチンの種類

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（ファイザー社）

※今後薬事承認の状況により随時追加する。

6. 接種回数

2回接種（21日以上の間隔をあけて2回接種）

7. 接種料金

無料

8. 接種体制

(1) 個別接種

かかりつけ医など身近な医療機関で安心して接種ができるよう市内21の医療機関で個別接種を行う。

① 実施日：各医療機関の診療日・時間

② 予約先：各医療機関

※市内2病院（岡本病院、兵庫医科大学ささやま医療センター）について、実施日は平日の14:00～16:00。予約は市コールセンターにて受付をする。

(2) 特設会場による集団接種

高齢者、基礎疾患を有する方については、かかりつけ医等での医療機関を想定しており、その他の方の接種については、今後状況を見ながら必要性に応じて実施を検討する。

(3) その他接種方法

① 高齢者施設等入所者の場合

・施設嘱託医により入所施設内で接種を行う。

・施設従事者も市に事前に申し出があった者については、入所者と同時に接種が可能。（予診票については市で発行する）

② 在宅の要介護者等の場合

・医療機関による個別接種が困難な者については、かかりつけ医による訪問診療等により接種を行う。

※かかりつけ医等がない場合については、個別に丹波篠山市医師会と相談、協議

する。

③ 市外医療機関等での接種

・原則、住民票所在地の市町村にて接種を行うこととなっているが、やむを得ない事情（入院、単身赴任、遠隔地に下宿している学生、基礎疾患を有する者がかかりつけ医で接種する場合など）により市外医療機関等で接種する時には、各市町村で接種体制が異なるため、接種を希望する医療機関等のある市町村に対象者等が事前に届け出を行う。

・基礎疾患を有する者がかかりつけ医で接種を行う場合は、かかりつけ医に申し出ることにより、市町村への届け出を省略することができる。

9. 物資等の確保

(1) ワクチン等について（ファイザー社のワクチンを想定）

① ワクチン

- ・市が基本型接種施設となり、各接種医療機関への配送を業者に委託し行う。
- ・超低温冷凍庫が設置予定となっている医療機関については、4月、5月に設置後は市からの配送は行わず。メーカーから直接納入する。

② シリンジ・針・希釈用食塩水等

- ・ワクチンと同時に市に届く物資については、ワクチンと同時に各接種医療機関へ配送を業者に委託し行う。

(2) 予防接種実施時に必要な物資について

- ・各接種医療機関にて準備する。但し、市全体で購入することが望ましいものについては、丹波篠山市医師会と協議し、市で準備、購入を行う。

10. 副反応等に対する対応について

① 接種券送付時に副反応についての情報提供を行う。

② 接種後、各医療機関において15分～30分程度待機してもらい、接種後の健康状態観察を行う。

③ 待機時間に副反応等に関するパンフレットを配布し、今後出現する可能背がある副反応症状や対応、相談窓口、予防接種法に基づく救済制度等について周知する。

11. 住民への情報提供

① 広報「丹波篠山」やホームページで情報を随時周知

② 必要に応じてチラシの各戸配布や高齢者へ個別にチラシ等を郵送する。

③ 医療機関や支所、愛育班などへチラシを配布し、情報提供をしてもらう。

12. コールセンター

令和3年4月1日より丹南健康福祉センター（健康課）内にコールセンターを設置し、2名体制で、予防接種に関する相談業務や一部医療機関の予約受付業務を行う。